知っていますか？

高齢者福祉事業

介護保険サービスとは別に、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立した生活を営めるよう、在宅生活を支援するためのサービスを提供します。

問　長寿課(☎62-1063)

◆在宅福祉サービス

事業	内容	対象者
緊急通報システム	緊急時にボタン一つで連絡がとれる緊急通報システム機器を自宅に設置します。	1人暮らしの65歳以上 ※民生委員の確認が必要です。 ※電話回線の種類によっては利用できない場合があります。
福祉電話（声の訪問）	電話による定期的な声の訪問を行います。また、声の訪問を希望する電話機のない1人暮らし高齢者の自宅に電話機を設置します。	声の訪問…1人暮らしの65歳以上 電話機設置…電話機を所有しておらず、市民税非課税で1人暮らしの65歳以上 ※民生委員の確認が必要です。
日常生活用具の給付	1人暮らし高齢者などが、安全に安心して生活できるよう、日常生活用具を給付します。 種目…火災警報器、自動消火器、電磁調理器	市民税非課税世帯に属する、1人暮らしまたは寝たきり・認知症の65歳以上
友愛訪問	いきいきクラブ会員などが訪問し、話し相手になるとともに安否確認を行います。	1人暮らしのおおむね65歳以上
配食サービス（一般食）	見守りが必要で、食事の支度が困難な高齢者の食の自立を支援するため、定期的に自宅に食事を届け、安否確認を行います(1食300円、月～金曜日で週3回以内の夕食)。	65歳以上の高齢者のみの世帯で、隣接地に扶養義務者が居住せず、配食サービスの提供が必要であると判断される人(事前調査あり)
配食サービス（調整食）	見守りが必要で、病気療養目的などで食事に配慮が必要な高齢者の自宅に食事(低カロリー・減塩)を届けるとともに、定期的に栄養相談に伺います(1食350円､月～金曜日で週5回以内の夕食)。	65歳以上の高齢者のみの世帯で、隣接地に扶養義務者が居住せず、特定の疾患があり、主治医などからカロリーまたは塩分制限の指示を受けている人(事前調査あり)
家具転倒防止器具取付	災害時に備え、家具転倒防止器具の取付を代行します。 利用者負担…取付代金は家具4点まで無料（器具代金は1家具平均1,000円）	65歳以上の高齢者のみの世帯 ※建物の構造によっては取付できない場合があります。
住宅用消火設備設置費助成＊	最高限度額　313,200円 ※防護面積、市民税課税状況により異なります。	要介護4または5の認定を受けている1人暮らしまたは高齢者のみの世帯の人
防災ベッド設置費補助＊	補助限度額　300,000円 ※1人1台 ※市民税課税状況により異なります。	市民税を滞納していない65歳以上
高齢者タクシー料金助成利用券	移動に関して電車やバスなどを利用することが困難で、家に閉じこもりがちな高齢者の外出を支援するため、タクシー料金助成利用券を交付します(定額チケットを月3枚)。	要支援2または要介護1以上で、市民税非課税世帯の65歳以上の在宅の人(福祉タクシー、介護タクシーとの併用不可)
介護タクシー料金助成利用券	通常の自家用車を利用することが困難な高齢者の通院などを支援するため、車いす用昇降機付車両や寝台付き車両を利用する場合のタクシー料金助成利用券を交付します(定額チケットを月3枚)。	要介護1以上で、特殊車両の必要な65歳以上の在宅の人(福祉タクシー、高齢者タクシーとの併用不可)
在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金	月額5,000円の見舞金を支給します。	寝たきりまたは認知症で在宅の65歳以上 ※有効な要支援・要介護認定の主治医意見書や医師の作成した診断書で状態を確認します。
在宅ねたきり・認知症高齢者おむつ費用助成利用券	1か月3,000円相当を交付します。 ※要介護4以上で市民税非課税世帯の人は、1か月6,000円相当	在宅ねたきり･認知症高齢者見舞金受給者で、常時おむつを必要とする人

事業	内容	対象者
寝具クリーニング	掛・敷布団、毛布など5枚以内を隔月でクリーニングします。	在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者
寝具貸与	布団、毛布、枕など清潔な寝具を貸与します(1か月に1回交換)。	
布団乾燥	布団乾燥車が自宅へ出向き、布団および毛布(1回に4枚まで)を隔月で乾燥消毒します(1回300円・家庭の電源を使用)。	65歳以上の高齢者のみの世帯で、布団の衛生管理が困難な人
はいかい高齢者探知端末機器貸与	高齢者が徘徊(はいかい)した場合に、介護者などが位置を検索できる端末機器を貸与します(位置情報提供料金、現場急行料金は実費負担)。	要支援・要介護認定を受けており、認知症などにより徘徊症状のある高齢者の家族
行方不明高齢者等SOSネットワーク	認知症高齢者などが徘徊により行方不明になった場合に、家族などからの申請に応じ、その高齢者の情報を関係機関に提供し、早期発見を支援します。また、希望者には見守りシールを配布するとともに、個人賠償責任保険への加入ができます。	日常的に徘徊の恐れのある認知症高齢者など ※名前・写真などの情報をあらかじめ市役所に事前登録(情報提供同意)することをお勧めします。
住宅バリアフリー化工事費補助＊	自宅のバリアフリー化工事にかかった費用の9割を補助します(上限90,000円)。	市民税非課税の65歳以上の高齢者のみの世帯で、要支援・要介護認定を受けていない人
介護支援ベッド貸与利用料補助	介護支援ベッド(寝返りや起き上がりの機能のないベッド)を借りた費用の9割を補助します(上限月額2,916円)。 ※介護保険の利用者負担割合が2割の人は、費用の8割(上限月額2,592円)、3割の人は費用の7割(上限月額2,268円)を補助します。	要支援1・2または要介護1で寝具からの立ち上がりが困難な人
ショートステイ	一時的に居宅での生活が困難になった高齢者を、養護老人ホームでお世話します(1日1,730円・原則7日以内)。	65歳以上の要支援・要介護認定を受けておらず、一時的に居宅での生活が困難になった人
成年後見制度利用支援	成年後見制度の利用に必要な費用の助成を行います。	成年後見制度が必要な人のうち、費用負担の困難な人
認知症家族支援プログラム	認知症の人を介護している家族が、認知症に対する知識を深め、交流会で仲間づくりをし、早期に認知症の人との安定した生活が営めるよう講座を開催します(半年間で全6回開催)。	認知症初期から中期(最も介護困難な時期)の人を介護している家族
認知症介護家族交流会	認知症の人を介護している家族などが、互いに悩みを相談し、情報交換することで、介護負担を軽減できるよう毎月交流会を開催します。	認知症の人を介護している家族など
高齢者家庭介護教室（ハートフルケアセミナー）	家庭で高齢者を介護するための基本を習得できる講習会を開催します(年3回実施)。	介護に関心のある人
家族介護慰労金	慰労金を支給します。	市民税非課税世帯の要介護4以上の高齢者を1年以上介護保険サービス(1週間程度のショートステイを除く)を利用せずに介護している同居の家族

＊着工前に申請が必要です。

後期高齢者福祉医療費の助成

問　国保年金課(☎62-1207)

内　保険診療による医療費の一部負担金を助成します。

対　後期高齢者医療制度に加入している人で一定の障害を持っている人など

老人性白内障特殊眼鏡等購入費の助成

問　国保年金課(☎62-1207)

内　購入費用の2分の1に相当する額を助成します(1回限りで上限額あり)。

対　65歳以上で老人性白内障のため水晶体摘出手術を受け、眼内レンズ挿入手術を受けずに視力矯正用の特殊眼鏡またはコンタクトレンズを購入した人